



各 位

平成21年10月30日

会社名 株式会社鶴見製作所
代表者名 取締役社長 辻本 治
(コード番号6351 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役社長室長 芝上英二
(TEL 06-6911-2351)

不適切な取引に関する結果報告について

平成21年8月28日付の「不適切な取引の解消について」にて開示いたしました事案につきまして、本日開催の臨時取締役会にて、取引解消に関する結果と調査委員会の報告及び再発防止策が承認されましたので、下記のとおりご報告いたします。

本件につきましては、株主及び取引先をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

1. 不適切な取引の概要について

外部からの問い合わせにより社内調査を行ったところ、当社の子会社において、貸し付けを行っている個人が、明確には確認ができておりませんが、反社会的勢力に関係する可能性がある人物であることが判明したものです。

本貸付は、平成10年3月に金6,000万円を貸し付け、約定に従い、約4,895万円の返済を受け、平成21年7月末現在の貸付残高は約1,105万円となっております。

抵当権を設定した不動産の担保価値及び返済内容等に一切問題はありませんでした。反社会的勢力との一切の関係遮断と、コンプライアンス遵守を宣言する当社にとりまして、本件取引は不適切な取引であると判断し、企業健全経営の観点から、

- (1) 早期に子会社と当該個人との本金銭消費貸借契約を解消すること
- (2) 調査委員会を設定し、他のすべての取引についても精査することを平成21年8月28日の臨時取締役会で決議しました。

2. その後の経過及び結果について

(1) 子会社と当該個人との本金銭消費貸借契約の解消について

本件につきましては、平成21年8月28日付の取締役会決議後、速やかに当該個人に対し、貸付残金の一括返済の交渉を進めました。しかし、当社は度重ねて誠意を持って依頼をいたしましたが、本金銭消費貸借契約自体が民法上有効であり、且つ期限の利益の喪失もしていない為、一括返済の承諾が得られませんでした。

上場企業としての社会的責任上、このような状況を長引かせるわけにもいかず、やむなく本金銭消費貸借契約締結時の当該子会社元役員と協議した結果、当社子会社から当該子会社元役員に対して、本金銭消費貸借契約に係る債権譲渡を行うことを決議し、本日10月30日付で債権譲渡契約を締結、譲渡代金を受領することをもって、当社子会社と当該個人との取引を解消し、一切の関係を絶つに至りました。

(2) 調査委員会の設置、取引についての精査について

①調査委員会の設置

取締役会決議後、直ちに調査委員会を設置し、現状の取引についての精査を行いました。

委員会のメンバーは以下のとおりです。

委員長 常務取締役管理部長

委員 取締役社長室長

委員 取締役京都工場長

委員 常勤監査役

その他、社外監査役、顧問弁護士に意見を頂きました。

②調査の状況

・調査範囲

当社並びに当社子会社の貸付先、仕入先及び業務委託を含む下請先について、反社会的勢力との関係について調査いたしました。

・調査手順

調査に関する基準を定め、その基準に従い取引先各社（個人含む）の洗い出し、整理を行うと共に、外部のデータベース等を活用して調査いたしました。

・調査結果

上記範囲における取引先の中から、基準に従い絞り込んだ581社に対して調査を実施しましたが、反社会的勢力若しくは関係のある取引先はありませんでした。

なお、既存の各取引先との間で反社会的勢力の排除に関する念書を取り交わしました。

3. 再発防止策等について

(1) 取引開始時の調査

新規に取引を行う際は、外部データベース、信用調査会社等の活用、社内評価体制を強化するなど、反社会的勢力との関係の有無等についてより厳しいチェックを実施することといたしました。

(2) 契約書の改定（反社会的勢力排除条項等の導入）

工事請負基本契約書、購買基本約款をはじめ、その他契約を結ぶすべての契約書に反社会的勢力排除条項を含む契約解除条項の追加等、反社会的勢力との関係遮断をより明確化するなどの改善を図りました。

(3) マニュアルの整備

「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力に対する基本方針の明文化を図り、全社員には、あらためて反社会的勢力に対する対応について周知いたしました。

(4) 業務の適正を確保する体制の見直し

内部統制システムの構築に関する基本方針の見直しを行い、別紙の如くチェック機能の強化など内容の追加を行いました。

今後は同様のことを二度と起こさないよう再発防止策、未然防止策の徹底を図って参りますので、何卒ご理解とご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以 上

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員が法令、定款、企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その周知及び遵守の徹底を図る体制を構築する。
- (2) コンプライアンス担当役員及び内部統制のための推進組織を設置すると共に、リスク管理体制、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- (3) 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は、業務執行状況を取締役会の報告基準に従い取締役会に報告すると共に、他の取締役の職務執行内容を相互に監視、監督する。
- (4) 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務執行状況を監査する。
- (5) 事業活動または取締役及び従業員に法令・定款違反の疑義のある行為等を発見した場合の通報・相談窓口を設置する。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するため、関連法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を整える。
- (7) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を持たない。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に基づき、適切な保存・管理を行い、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理する。
- (2) 監査役は、取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について監査を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長に直属する部署として、社長室監査課を設置し、担当役員がその事務を管掌する。
- (2) 社長室監査課は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏無きよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- (3) 社長室監査課の監査により法令、定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当役員を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- (4) 社内規程等の整備によるリスク管理体制の充実を図ると共に、経営に重大な影響を与

える不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、損害の拡大を最小限に止める施策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める事項について機動的な意思決定を行う。
- (2) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される短期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行うと共に、取締役の職務権限及び担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制担当部門は、グループ各社の事業を所管する部門と連携し、グループ各社における業務の適正を確保するための施策を実施する。またグループ各社におけるコンプライアンスの周知、徹底及び推進のための教育・研修を支援する。
- (2) 関係会社管理規程に基づき、経営管理については、一定事項について当社に報告を求めることにより管理を行う。
- (3) 内部監査部門は、必要に応じ国内・海外の子会社の監査をする。
- (4) 監査役はその職務を行うため必要があるときは、国内・海外の子会社の調査を行う。
- (5) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行う。

6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- (1) 監査役が必要とした場合、監査役職務を補助すべき使用人として、社長室から選任し、兼務させる。
- (2) 前項の具体的な内容については、監査役の意見を徴収し、人事部門その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

7. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その補助する当該監査業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役及び他の使用人は、監査役職務を補助する使用人に対して、指揮命令権限を有しないものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要

な報告及び情報提供を行う。

- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ①当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ②グループ各社に対する内部監査部門の活動状況
 - ③当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更内容
 - ④業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑤内部通報制度に基づき提供された情報の内容
 - ⑥その他当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
- (2) 監査役は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保する。

以 上